

科目間クロス整理

《講義》社労士講座講師 森本 裕久 《執筆》社会保険労務士 三宅 大樹（山川社労士予備校）

本試験直前を控えたこの時期に起こりがちなのは、異なる科目間でよく似た知識がお互いに干渉しあって、混乱してしまうことです。そこで、今月号の特集では、科目間でよく似た知識について、類似点や相違点をクロス整理し、皆さんの頭の中をクリアにしていきたいと思います。また、各テーマに対応した練習問題にも取り組んでみてください。

テーマ1 目的条文（主要科目編）

社労士試験に関係のある法律に限らず、多くの法律の第1条には、その法律を制定した**目的**、**趣旨**及び**原則等**が規定されます。ここでは、便宜的に「**目的条文**」とまとめて呼ぶことにします。社労士試験では、特に「**選択式試験**」にこの**目的条文**が出題されます。

(1) 労働基準法

労基法

- 1) **労働条件**は、労働者が**人たるに値する生活**を営むための必要を充たすべきものでなければならない。
- 2) この法律で定める**労働条件の基準**は最低のものであるから、**労働関係の当事者**は、この**基準を理由**として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その**向上**を図るように**努めなければならない**。

ポイントアドバイス!

- ☐ 本条は、労働者に人格として価値ある生活を営む必要を充すべき労働条件を保障することを宣明したものであって、本法各条の解釈にあたり**基本観念**として常に考慮されなければならない（昭22.9.13発基17号）。
- ☐ 労働者が**人たるに値する生活**を営むためには、その標準家族の生活をも含めて考えること（昭22.9.13発基17号）。
- ☐ 第2項については、労働条件の低下が**この法律の基準を理由**としているか否かに重点を置いて判断するものであり、**社会経済情勢の変動等他に決定的な理由がある場合**には本条に抵触するものでないこと（昭22.9.13発基17号）。
- ☐ この「**人たるに値する生活**」とは、日本国憲法25条1項（生存権）の趣旨と同じくするものです。

労基法 1条1項	～労働者が 人たるに値する生活 を営むための必要を充たすべきもの～
日本国憲法 25条1項	すべて国民は、 健康で文化的な最低限度の生活 を営む権利を有する。

□第2項の「**労働関係の当事者**」とは、労働者と使用者以外にそれぞれの団体、すなわち、使用者団体と労働組合も含まれます。使用者との間に労働協約を締結することで、その労働協約が適用される労働者の労働条件に影響を及ぼすからです。したがって、第2項では、よく労働基準法に出てくる「**労働者及び使用者**」という表現を使っていないことに注意をしましょう。

労基法 1条2項	～ 労働関係の当事者 は～
労基法 2条	1) 労働条件は、 労働者と使用者 が、対等の立場において～ 2) 労働者及び使用者 は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守～

(2) 労災保険法

労災法	労働者災害補償保険は、 業務上の事由 、事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者（以下「 複数事業労働者 」という）の 2以上の事業の業務を要因 とする事由又は 通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等 に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な 保険給付 を行い、 <u>あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</u>
-----	---

ポイントアドバイス

□目的条文の基本的な構成は、その法律によってやや異なりますが、基本的には①「その目的を達成するための**手段**」⇒②「**目的**」⇒③「**究極的な目的**」としているのが基本形です。例えばこの労災保険法ですと、以下のようになります。

①手段	・必要な保険給付を行う。 ・あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図る。
②目的	・業務上の事由、複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して<u>迅速かつ公正な保護をするため。</u>